

令和7年第10回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和7年9月22日（月）

安芸高田市農業委員会

# 総会出席簿

【開催年月日】 令和7年9月22日（月）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について  
日程第 2 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第57号 非農地通知の発出について  
日程第 6 議案第58号 農用地利用集積等促進計画の諮問について  
日程第 7 議案第59号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく  
農業振興地域整備計画の変更について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	田邊 介三	○	5	藤原 憲司	欠	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	欠	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

武部 弘典 係長

中村 貴啓 専門員

安芸高田市産業部地域営農課 出席 中原 克将 主査

総会開始 午後1時30分

総会時間 30分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会





○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑及び意見がないようでございますので、これより採決に入ります。

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。

日程第3 議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号25号について、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号25号について報告します。9月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認しました。申請地は吉田町●●●●●にある農地です。図面番号55-25をご覧ください。場所は●●●●●の道路を、●●●●●に行きます。●●●●●●●●●●の山側の右手に道があります。そこを50m進んだ左手に申請人の住居があります。その住居の前に申請地があります。申請人は現在、庭敷き、駐車場として使用している敷地に、浄化槽設置を検討したところ、地目が農地であることが判明し、亡き祖父が無許可で庭敷き、駐車場を造成していたことが判明しました。この度、始末書を添付し、転用許可の申請をされました。周辺農地に影響ない事からやむを得ないと確認しました。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、25号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号26号について、6番 山本委員さんお願いします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号26号について報告します。9月16日に、推進委員、農業委員、

事務局と現地を確認しました。図面番号55-26をご覧ください。申請地は、●●から●●●●●を●●●●●へ約5km行き、●●●●●の手前を右方向に約1km行き、左上にある畑246㎡です。今回の申請は、始末書を添付しての申請で、申請人の父が亡くなる前に設置されていた、墓地、駐車場です。申請人は早くから●●●●●へ出ておられ、今回の3条での申請に伴い分かったそうです。周辺に農地はなく、他の農地に影響はない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で26号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？ございませんか？質疑及び意見がないようでございますので、これより採決をおこないます。

議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第4 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

続きまして担当委員の調査報告をお願いします。受付番号53号について、8番 黒瀬委員さんお願いいたします。

○黒瀬委員

8番 黒瀬です。受付番号53号について報告します。図面番号56-53をご覧ください。9月10日、推進委員、農業委員、事務局にて現地を確認いたしました。申請地は八千代町●●●●●にあります。●●●●●で、●●●●●●●●●●という会社がありますが、その傍の土地となります。地目が田んぼですが、現在は作付けされていません。譲受人の●●●●●は、申請地を農業用資材置場として使用したいという事であり、周辺農地には影響はないと考えます。詳しくは別紙調査書をご覧ください。これで報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号54号について、9番 仁伍委員さんお願いします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。54号について報告いたします。9月11日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。凶面番号56-54をご覧ください。場所は、甲田の●●●●●●●●●●から●●●●●へ400m進んだ所の三差路を右折し、そこから1.6km程度進んだ所の右手になります。申請地は現在は地元の方が、除草剤を撒いたりしながら管理されていますが、耕作はされていない状態です。譲渡人は相続により取得しましたが、遠方に居住しており、また申請地を耕作する農機具等も所有していないため、管理することも困難であり、譲受人に譲り渡す事にしました。譲受人は申請地に太陽光発電設備を設置する計画です。申請地の周辺は水路等も整備されており、周辺農地に何ら支障もないため、今回の申請は致し方ないものと見てきました。尚、詳しくは別紙調査書をご覧ください。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？よろしいですか？

質疑及び意見がないようでございます。これより質疑意見を終了し採決に入ります。議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。

日程第5 議案第57号 非農地通知の発出についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。これより質疑及び意見を求めます。質疑及び意見がある方はご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございます。質疑意見を終了し採決に入ります。

議案第57号 非農地通知の発出について、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第57号 非農地通知の発出については、承認することに決しました。

日程第6 議案第58号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの事務説明が終わりました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？よろしゅうございますか？質疑及び意見がないようでございます。これより採決に入ります。議案第58号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について、原案通り設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第58号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問については、原案通り設定することに意義のない旨を市長に回答することに決しました。

ここで説明員入室のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時51分 休憩

午後1時52分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開といたします。

日程第7 議案第59号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。はじめに事務局より要点の説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

(地域営農課 中原主査 概要説明)



○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？質疑及び意見がないようでございますので質疑意見を終了し採決に入ります。

議案第59号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更について、諮問のとおり認定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。議案第59号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更については、諮問のとおり認定する事とし、妥当意見を付し、市長に回答する事に決しました。

以上で本総会に付議をされました議案は全て終了をいたしました。これをもちまして令和7年第10回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時01分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

3番委員

4番委員